

東海村ふれあい補償制度 補償金の請求について

◆◆◆◇ 請求の前に必ずお読みください ◆◆◆◇

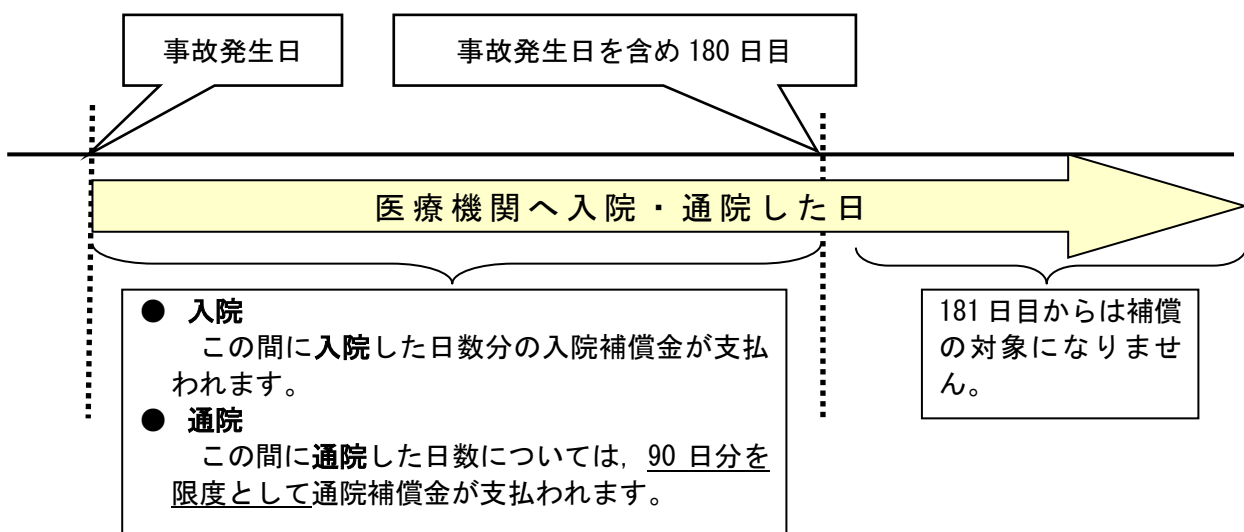
東海村ふれあい補償制度の傷害事故補償の内容及び提出書類は下記のとおりです。
なお、入院・通院の状況により、補償金は全額支払われるとは限りません。
あらかじめ御了承ください。

【補償内容】

内容	補償金額
死亡補償金	300 万円
後遺障害補償金	300 万円～9 万円
入院補償金	1 日あたり 3,000 円
通院補償金	1 日あたり 2,000 円
手術補償金	手術の種類に応じ、別に定める額

【入院・通院補償の給付について】

- ◆ 入院補償の給付・・・事故発生日から 180 日以内の入院を対象とします。
- ◆ 通院補償の給付・・・事故発生日から 180 日以内の通院を対象とし、通院日数 90 日が限度となります。

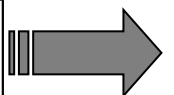


<例>入院 2 日、通院 5 日した場合の補償金額は、

(入院補償金額 3,000 円×2 日) + (通院補償金額 2,000 円×5 日) = 16,000 円

となります。

裏面もご覧ください。



【提出書類】

- ◆ 東海村住民活動保険金請求書（ピンク色の用紙）
- ◆ 医療機関の診察券の写し
- ◆ 医療機関が発行した領収書等の写し（入院・通院した全日数分）

※マル福等で医療費が無料となった分についても通院したことが分かる書類が必要です。

（※）保険証の写し

ケガをされた方（負傷者）が未成年者である場合は、補償金請求者は負傷者の親権者となります。その場合、補償金請求者が、負傷者の親権者であることを証明するための書類として保険証の写しが必要になります。次の場合によって必要となる保険証の写しが異なりますので御確認ください。

- ① 補償金請求者（父母等）の氏名が負傷者（子）の保険証に記載されている場合
⇒ 負傷者（子）のみの保険証の写しを添付
- ② 補償金請求者（父母等）の氏名が負傷者（子）の保険証に記載されていない場合
⇒ 負傷者（子）と補償金請求者（父母等）の両方の保険証の写しを添付

保険証で確認できない場合は、住民票の写しが必要となることがあります。

【その他】

- ◆ 補償金請求額が10万円を超える場合又は入院し手術を行った場合は診断書を御提出いただく場合があります。ただし、他の保険の請求などで診断書を作成した場合は、その写しで代替できる場合もありますので御相談ください。
- ◆ 保険会社の判断により、上記以外に書類（証明書など）を提出していただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ◆ 補償金請求書の提出は、通院終了後（完治後）速やかに村民活動支援課窓口（役場4階）までお願いいたします。

【問合せ】

東海村役場 村民生活部 村民活動支援課

☎ 029-282-1711（内線 1462）

FAX 029-287-0479

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。